

一般廃棄物処分業許可証

許可番号 第106号

住所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号  
氏名 木材開発株式会社  
代表取締役 正田 博

令和4年6月30日付申請の一般廃棄物処分業については、次のとおり許可する。

令和4年8月30日

福岡市長 高島 宗一郎



1 許可期間

令和4年8月31日から令和6年8月30日まで

2 処分（最終処分を除く。）、最終処分の区分

処分（最終処分を除く。）

3 一般廃棄物の種類

木くず（根株、伐採木、剪定枝、竹、木製家具類等を含む） 1品目

4 処分の方法

中間処理（破砕処理）

5 処理施設の設置場所及び処理能力

福岡市東区東浜二丁目82番16、85番25

3.9t/日（19.5t/時間）

※稼働時間：午前8時～午後10時のうち2時間

6 処分（最終処分を除く。）後の一般廃棄物の処理方法

処分後のチップは売却し、残さは市の処理施設に搬入して処理する。

7 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、生活環境の保全上支障のないよう措置し、上記設置場所にて行うこと。

8 許可の更新、変更の状況

令和4年8月31日 更新許可

令和5年6月28日 許可証再交付

複写無効